



国 監 告 第 8 号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和3年4月実施の随時監査における要望事項の措置について、別紙のとおり公表する。

令和3年6月10日

国立市監査委員 庄 司 雅

(写)  
国政経発第129号  
令和3年6月9日

国立市監査委員 庄 司 雅 様

国立市長 永 見 理 夫

随時監査における要望事項の措置について（通知）

令和3年5月12日付国監発第7号により提出がなされた件について、  
下記のとおり措置を講じました。

については、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知します。

記

1. 措置内容

別紙のとおり

2. 要望事項を受けた部局及び担当部局長

部 局 行政管理部 防災安全課

担当部局長 防災安全担当部長 黒澤 重徳

以上

【要望事項】

文書管理事務について

(ア) 購入決裁文書（回議用紙）の保存年限、開非区分、施行日、公印使用の欄が空欄となっていた。

回議用紙（文書管理規程第9号様式）を使用し、起案する場合には、行政管理部情報管理課が発行している「文書事務の手引」の記入要領に従い作成されたい。

措置前の状況

国立市消防団第四分団消防ポンプ自動車購入に関する決裁文書（回議用紙）について、確認が不十分であったことから保存年限、開非区分、施行日、公印使用の欄が空欄となっていました。

措置の内容

「文書事務の手引」に加え、「文書事務研修」の資料を供覧するとともに、回議用紙（文書管理規程第9号様式）記入における留意点、決裁後の処理について課職員に周知しました。

また、決裁権者である係長、課長の確認を徹底し、記入漏れがないよう努めてまいります。

【要望事項】

設計内訳書、仕様書の作成について

(イ) 設計内訳書の品名及び仕様書に記載された法令名に誤りがあった。

設計内訳書、仕様書は、発注者が品質の確保を適切に実施するための重要な書類である。作成にあたっては、決裁段階において慎重に確認されたい。

措置前の状況

国立市消防団第四分団消防ポンプ自動車購入に関し、設計内訳書の品名及び仕様書に記載された法令名に誤りがありました。

措置の内容

契約事務に係る決裁文書については、十分に注意を払い取り扱ってきたところですが、ご指摘いただきました事案が確認されましたことを受け、契約事務を行う場合において、契約内容の精査を含め、設計内訳書及び仕様書を今一度よく確認するよう課職員に指導しました。

また、決裁段階で内容を十分に確認するよう努めてまいります。

以上